

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から8か月が経過し、被災自治体においては、今後の迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、未だ残る膨大な災害廃棄物の処理やライフライン・公共施設の復旧、被災者の生活再建や被災産業への支援等に加え、更には、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応等、解決すべき課題が数多く山積している。

この大震災による影響は広範囲にわたり、被災地のみならず日本全土にも及んでおり、まさしく国家の根幹を揺るがすほどの国難ともいえるべきものである。

改めて、被災地域の復興なくして日本の再生はありえない、との認識を確認することが重要である。

この震災が個々の住民、国民はもとより我が国社会経済や産業にもたらした広範な影響を乗り越え、被災地のみならず我が国の再生を図っていくためには、英知を結集し、地域の実情に柔軟に対応できる仕組みや早急な所要の立法措置、切れ目のない予算化等を通じ、必要な対策が講じられなければならない。

そのためにも、新規立法措置はもとより、既存の枠組みを超えた強力な支援方策の構築を国が総力を挙げて取り組んでいくことが必要不可欠である。

よって、国においては、大震災被害の実態を直視し、国家的危機との認識のもと、筆舌に尽くし難い苦難と悲嘆の中から再生への途を懸命に模索している住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対して、下記事項について、既存の法制にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等について

- (1) 被災者・避難者の生活再建、被災産業の経営再建、社会生活産業全般にわたる基盤整備、また、復興再生の主体となる被災自治体に対する行財政上の支援措置全般にわたり、国を挙げて迅速かつ集中的に取り組むため、既存の制度にとらわれず、地域の特性と主体性を生かした総合的かつ包括的な特別法を早期に制定し、その迅速かつ的確な執行を図ること。
- (2) 自治体が災害復旧・復興及び被災者の生活支援等に要した経費、被災自治体への職員派遣等の支援に要した経費及び震災の影響による自治体の

減収額について、災害救助法上の指定の有無や地方交付税交付団体・不交付団体の別を問わず、財政力等による調整を行わず、一刻も早く全額を国費で財政措置するとともに、具体的な取扱を早期に明示すること。

また、補助金、交付金等の交付事務に係る手続を大幅に簡素化し、自治体の職員が現場作業に集中することができるように配慮すること。

今後、同様の広域災害が発生した場合に、同様の財政措置を講じることを保障すること。

- (3) 各自治体がそれぞれの復興計画に基づきその実情に応じて迅速かつ柔軟に事業を実施することができるよう、復興基金等の新たな制度を早期に創設すること。
- (4) 被災地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、用途の自由度が高く、複数年度での充当が可能な府省の枠を超えた補助金の一括交付金化、規制の緩和や復興特区の創設など、被災自治体の実情を踏まえた措置を早急に講じること。
- (5) 応急復旧工事を含む、復旧・復興事業に係る事業全般について、一括交付金化した場合を含め、現行の国庫補助制度の補助率の引上げや補助対象の拡大を行うこと。
- (6) 災害復旧に係る経費は別途確保し、地方交付税、各種交付金及び国庫補助金等の総額を削減しないこと。
- (7) 被災した公共施設等に係る公的資金の既存債務について、特例的な償還免除、負担軽減措置等を講じること。
- (8) 災害に係る復旧・復興及び援助活動等による財政需要の増加及び被災者に対する税減免措置等による減収等を考慮し、地方の資金需要に臨機に対応するため、国庫補助金・負担金、地方交付税等の前倒し交付等の措置を講じること。

国直轄災害復旧事業費に係る地方負担金についてその負担を免除すること。
- (9) 「復興交付金」の創設にあたっては、既存補助金の組換えだけでなく、別途新たに財源措置を図り、被災自治体の財政負担が生じないよう確実に措置すること。
- (10) 平成 27 年度までの地震防災対策特別措置法の改正がなされたが、Is 値の数値の大小にかかわらず耐震補強工事対象の建物全てについて同様の補助率の維持、財政措置をすること。
- (11) 内陸部も含めた被災農業関連施設について、被災地の状況を十分調査、把握し、災害復旧事業及び災害関連事業に係る限度額の撤廃や被害調査等

- に要する経費への助成等、補助対象の拡充を図るとともに、災害査定等の事務の手続きの簡素化を図るなど、状況に応じた支援措置を講じること。
- (12) 亜炭鉱採掘跡に位置する住宅敷地や農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、陥没被害の緊急保全対策に係る財政支援措置を講じるとともに、災害復旧工事に必要な特定鉱害復旧事業基金の積増しなどの財政支援措置を講じること。
- (13) 避難のさらなる長期化が予想されるなか、被災自治体に人的・物的支援を行っている自治体や他自治体から受け入れている被災住民に対して行政サービスを提供している自治体に対して、国の責任で確実な財政措置を講じること。
- (14) 被災した指定文化財等の復旧、修理について、所有者や自治体の負担を軽減するなどの財政措置を講じること。

## 2. 被災者の生活再建支援について

- (1) 被災者が安定的で自立した生活を営むことができるよう、被災者の就業先確保に資する雇用創出策を講じるほか、被災者雇用開発助成金や3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金の拡充を図るなど、安定的な雇用維持を可能とする抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、支援金の上限の引上げや半壊世帯、一部損壊を対象とするなど被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策など最大限の支援策を講じること。
- (3) 被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置について、全自治体が統一した対応が行えるよう詳細を定めること。また、これに伴う減収額について全額を国費で補てんすること。
- (4) 被災者の生活を支えるための融資制度等を整備すること。
- (5) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、補助率の引上げなど更なる制度の拡充を図ること。
- (6) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価(固定資産課税台帳)に基づいて補償等を行うことができるような支援制度を創設すること。
- (7) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業や災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、自然がけに加えて人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象に加えると同時に、高さ2m以上のがけ地も対象に含めるなど採択要件を拡大し全額国費とすること。更には

事業費枠を廃止することなどの特例措置を講じること。

- (8) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、面積・戸数等の採択要件を撤廃するなど補助対象の拡大や、全額国費とすることなどの特例措置を講じること。また、小規模住宅地区改良事業について、戸数等の採択要件を緩和するなど補助対象を拡大することや、現行補助率を上げるなどの特例措置を講じること。
- (9) 被災宅地の復旧支援に関して、既存の国補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国は、所有者自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- (10) 被災市街地復興土地地区画整理事業について、補助対象の拡大や現行補助率の引上げなどの特例措置を講じるほか、津波被害が大きい地域では現位置での復興が困難であることから、現位置以外での事業を可能とする制度拡充を図ること。
- (11) 各種土地利用調整・変更手続きについて、一元化及び簡素化を図ること。
- (12) 公営住宅等の低廉な住宅の提供及び災害援護資金制度の拡充を図るほか、被災者に対する新たな支援制度を創設することにより、生活再建に向けた包括的な支援を行うこと。
- (13) 国として、民間住宅等を確保して、被災者・避難者に無償で提供すること。
- (14) 液状化被害に対する復旧・復興、液状化の再発抑制のため、被災地域の復旧方法に係る技術的なガイドライン等を国は早急に作成すること。  
また、当ガイドライン等については、公共施設（道路、下水道等）のみならず、民間宅地等の復旧方法や境界画定方法、液状化の再発抑制対策についても提示すること。  
さらに、今後、液状化被害に対する復旧・復興を地方公共団体等が実施していくにあたり、使い勝手が良く自由度の高い「復興特区制度」を創設し、従来の発想にとらわれることなく、自治体の幅広い裁量の確保や権限移譲、財政支援等について、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- (15) 公共施設はもとより、民間宅地等における液状化被害の調査費をはじめ液状化対策費等の財政支援を国は行うこと。
- (16) 液状化により被災した住宅に対する災害救助法に基づく応急修理について、所得制限の撤廃など対象世帯の要件緩和や期間の延長、応急修理のみならず住宅改修や解体撤去費用としても活用できるよう、より被災者支援につながるための抜本的な見直しを図ること。

また、新たに半壊以上になった住宅で、すでに自費で応急修理を行った

世帯に対しても、災害救助法に基づく住宅の応急修理を適用すること。

- (17) 液状化により被災した住宅に係る解体及び修理費用、住家の液状化に伴う上下水道の損傷等液状化による被害に対し、被災者生活再建支援制度の対象拡大及び支援内容の拡充等を含め、長期的視野で国の財政支援措置を講じるなど柔軟な対応を図ること。

特に、液状化被害を受けた全世帯を支援金の対象とするとともに、支援金の増額を行うこと。また、地域経済の再建のために被災した店舗や事業所等に対する新たな支援制度や液状化被害を防ぐ対策に対する新たな支援制度の創設及びその早期執行を図ること。

- (18) 「東日本大震災からの復興の基本方針」に位置づけられた「使い勝手の良い交付金」については、復旧・復興には液状化対策や地域振興施策が欠かせないことから、これらについても幅広く活用できるよう制度設計を行うこと。

- (19) 被災者の介護サービスに係る利用料については、個人における保険適用外の自費対応分について公費負担とするよう、財政的支援を図ること。

- (20) 地域自殺対策緊急強化事業については、国の基金を利用し、平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年で各自治体を実施しているが、今回の震災に伴う被害によるストレスや健康不安、経済状況の緊急的ひっ迫などにより自殺者の増加が非常に懸念されることから、本事業基金を平成 24 年度以降も継続して実施すること。

### 3. 地域産業の復旧・復興に対する支援について

- (1) 津波によって大きな被害を受けた農地、農業排水施設、農業機械等の早期復旧について、全額国費で負担すること。

- (2) 津波により被害を受けた農地の除塩事業に要する費用について、全額を国において負担すること。

- (3) 「東日本大震災農業生産対策交付金」における現行 1 / 2 の補助率の引き上げを図るとともに、補助対象期間の延長等を図ること。

- (4) 被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災地域の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。

- (5) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する新たな国の支援制度を創設すること。また、地域観光の復活のため、継続的な観光キャンペーン

ンを展開するとともに観光優遇策等を創設し、風評に対する適切な情報とともに国内外に情報を発信すること。

- (6) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大などの更なる拡充策や当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (7) 「東日本大震災復興特別貸付制度」及び「東日本大震災復興緊急保証制度」を、長期化が予想される中小企業の経営正常化に向けて、平成 24 年度以降も制度を継続すること。
- (8) 債権買取りなどを行う機構の設立に際しては、実態に合った運用条件とする等、多くの中小・零細企業の本制度活用に配慮すること。
- (9) 日本政策金融公庫の事業資金融資制度等について、風評被害の影響等、地域の実態を踏まえた融資制度となるよう見直しを行うこと。
- (10) 雇用対策に関する各種手続きの簡素化を図るとともに、間接的な被害により影響を受けている地域においても、一定規模以上の売上が減少している企業については、雇用保険の事業主負担減免等の特例措置を講じること。
- (11) 雇用調整助成金制度について、事業主負担率の見直しを行うなど、制度の活用促進に向けて対策を講じること。
- (12) 「緊急雇用創出事業」は、原則平成 23 年度末（重点分野については平成 24 年度末）で事業の終了が予定されているが、平成 24 年度以降も全額国費で拡充し、継続すること。

また、雇用機会を積極的に創出しようとする中小企業等を支援するため、被災者や避難者の雇入れを行った中小企業等に対し国が奨励金を支給すること。

- (13) 風評被害による被災地からの企業の流出を防ぎ、新たな企業を誘致するため、法人税や法人事業税・固定資産税減免などの優遇措置が適用できる特区制度を早急に創設すること。
- (14) 中小企業等のグループに対する復旧・復興支援補助に関する事業について、今後、復興に向けた取組みが加速するなかで、当該補助制度を活用した中小企業グループの増加に対応できるよう、事業費の増額及び当該制度の継続的实施を図ること。
- (15) 東日本大震災に係る復興支援について、東日本大震災による影響から東北全体の経済復興を図るため、東北地方の企業が共に復興事業に参画していけるよう、支援の枠組みを構築すること。
- (16) 避難指示区域にあった事業所が事業を継続・再開するために新規の雇用を行う場合には、特段の助成制度が受けられるようにするなど、被災企業

に対する支援や被災者等の雇用対策を強化すること。

- (17) 首都圏または近隣県間の労働力、物流、観光客等の移動を促すため、東北及び関東の被災地が復興するまでの間、東北自動車道及び川口JCT以北で接続する各自動車道における全車種、全利用者を無料化すること。

#### 4. 公共施設の復旧・再整備等について

- (1) 各種公共施設の災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な引上げ、対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等に係る災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が図られているが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 支所を含む行政庁舎の機能回復に向け、市町村行政機能応急復旧補助金の補助率を引き上げるとともに、残余の地方負担に充当する災害復旧事業債の元利償還金について全額地方交付税措置すること。また、庁舎の建替えや大規模改修を実施する場合を対象としていないことから、補助対象の拡大を行うこと。
- (4) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 「学校施設環境改善交付金」の算定に際しては、配分基礎額が実工事費に近づくよう、単価の補正(特別加算)について特段の措置を講じること。
- (6) 被災した汚水処理施設について、暫定処理により増加する費用に対する支援制度を創設するとともに、地方財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認めるなど、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用をすること。
- (7) 津波被災地における施設の被災状況の把握にはなお時間を要することから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく下水道施設の災害査定について、平成24年以降を行うことを認めること。さらに、災害復旧事業費の確定が前提となる国庫負担率及び特別財政援助額の算定にあたって、災害査定が翌年以降とならざるを得ない自治体が不利益を被ることのないよう配慮すること。
- (8) 下水道施設が被災した自治体については、合流改善事業に係る下水道法

施行令の経過措置（雨天時の放流水質）を延長すること。

- (9) 被災地における下水道事業の資金不足対策として、地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等を講じること。
- (10) 被災した鉄道路線の復旧・復興に向け、従来の制度を抜本的に改正し、運行主体に対する国の全面的な支援により、被災した鉄道施設を早急に復旧すること。

## 5. 港湾の早期復旧・復興について

- (1) 津波から市民の生命・財産を守り、安全な港湾荷役や荒天時における港内避泊に対応するため、湾口防波堤等の国有港湾施設の迅速な復旧・整備促進を図ること。また、整備にあたっては、港湾内の水環境の保全に十分配慮した構造とすること。
- (2) 東日本大震災により甚大な被害を受けた防潮堤、岸壁及び野積場等の港湾施設の復旧・復興のために必要となる費用について、被災自治体に負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (3) 東日本大震災により甚大な被害を受けた民間企業が所有する港湾施設、港湾荷役機械及び港湾関連施設など、海上物流を支える施設の復旧及び港湾背後地に立地する港湾関連業者復旧に対し、十分な支援措置を講じること。

## 6. 被災者に対する社会保障等について

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災地において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等の財政措置を講じること。
- (2) 介護保険について、被災した第1号被保険者の経済的損失等による保険料の急激な上昇や震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加等、保険者たる自治体の保険財政運営に対する影響を緩和するために必要な財政措置を講じること。
- (3) 被災者の介護サービスに係る利用料については、個人における保険適用外の自費対応分について公費負担とするよう、財政的支援を行うこと。
- (4) 国民健康保険について、東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金免除及び国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援を平成24年度以降も継続して行うとともに、保険者たる自治体の負担が増加することのないよう、財政措置を講じること。

- (5) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

## 7. 医療機関に対する支援等について

- (1) 被災した公的医療機関等の施設復旧事業に対して交付される医療施設等災害復旧費補助金について、補助率の引上げを図るとともに、被災した公的医療機関が復旧するまでの間、地域医療を支えるため、仮設病院の整備について制度を創設し、財政支援措置を講ずること。
- (2) 三陸沿岸地域を中心に公立病院等をはじめとする医療機関が壊滅的な被害を受け、地域の医療体制がさらに弱体化していることから、地域住民の暮らしと生命を守るため、公立病院の早期の復旧支援と十分な財政措置を行うとともに、常勤医師の不在や不足の解消、地域偏在の是正など抜本的な医師確保対策を講じること。
- (3) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (4) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない助成制度を創設すること。

## 8. 避難者支援について

- (1) 自治体の域外からの避難者の受入に係る経費（避難所の管理運営等の職員人件費を含む。）については、被災自治体等からの要請の有無や災害救助法上の指定の有無を問わず、地方交付税交付団体・不交付団体の別なく、財政力等による調整を行わずに、全額を国費で財政措置するとともに、具体的な取扱を早期に明示すること。また、今後、同様の広域災害が発生した場合に、同様の財政措置を講じることが保障すること。
- (2) 避難者への一時資金の給付や家賃補助など、国による生活支援の一層の拡充等を早期に図ること。
- (3) 避難者に対する生活保護費については、全額国庫負担とするなど受入自治体の負担とならないようにすること。
- (4) 避難者の転入による国保医療費等の増加に対する国庫補助など、必要な措置を行うこと。

## 9. 災害廃棄物等の処理に対する支援について

- (1) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理に向けて、廃棄物処理

に係る費用の全額を国において負担すること。

- (2) 災害等廃棄物処理事業による損壊家屋の解体処理については、補助対象について明確な基準が示されておらず、多くの市町村において事業の着手に遅れが出ており、また、事業実施にあたっては、事業費の算定・家屋の適用認定など、事業量が多様・膨大になるため、補助対象家屋の認定基準の明確化と事務の簡素化を図ること。

## 10. 合併特例債及び過疎地域自立促進特別措置法の延長について

- (1) 厳しい財政事情や東日本大震災の影響等を踏まえ、災害救助法の適用地域以外の合併市町村の合併特例債の発行可能期間の延長措置を早急に講じること。
- (2) 平成27年度末までの法期限となっている過疎地域自立促進特別措置法については、震災の復旧・復興を優先することにより被災市町村をはじめとして全国の自治体における過疎対策債事業の大幅な遅れが想定されることから、5か年程度延長すること。

## 11. 道路整備について

- (1) 東日本大震災の他、全国各地で大規模な自然災害が多発していることを踏まえ、ミッシングリンクを解消し、高速道路をはじめとする災害に強い道路ネットワーク整備等、国土の安全・安心確保のための事業予算を確実に確保するとともに、全国規模で広域的かつ機動的に対応できる体制を国の責任において整備すること。
- (2) 三陸縦貫自動車道などを震災からの復興道路と位置付け、集中投資による重点的な整備促進を図り、5年以内の全線開通を目指すこと。また、復興道路に接続する主要国・県道を復興道路の機能を補完する復興支援道路と位置付け、早期の抜本的改良を図ること。

## 12. 今後の防災対策について

- (1) 首都直下型地震や東海・東南海・南海地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え防災対策の充実・強化を図るために、地方の意見を十分反映させた災害対策法制の見直しを行うこと。
- (2) 東日本大震災における災害支援を教訓に、広域災害への支援体制の構築の必要性が求められていることから、国・自治体等が連携して全国的な支援・被災地の支援受入れスキームを構築するため、検討する場を設けること。

(3) 災害対策基本法においては、基礎自治体の責務とともに自治体間の相互協力の努力義務を課しているが、現行の災害救助法は、都道府県知事が国の法定受託事務として救助を行うこととなっており、基礎自治体間の相互協力、連携については、全く規定されておらず、垂直的な救助に止まっている。

このことから、東日本大震災においては、国から災害救助法の弾力的運用が通知されたところであるが、緊急対応としてではなく、基礎自治体間の連携による水平的、自主的な支援について、災害救助法に恒久的な規定を設けるとともに、国の費用負担の対象とすること。

(4) 災害が複数県にわたり甚大な被害をもたらすことにより多数の避難者が生じた場合には、国が責任をもって速やかに具体的な避難計画を定め、関係自治体へ正確に通知すること。

その際、放射能や停電の影響を十分に勘案し、避難者の安全安心を確保するとともに、受入自治体の負担軽減を図ること。

(5) 津波対策としての地盤嵩上げ事業について補助対象とするとともに、防災避難道路の整備や堤防の嵩上げについて新たな支援制度を創設すること。

(6) 大規模かつ広範な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設等についても、必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

(7) 巨大津波により壊滅的な被害を受けた河川及び海岸堤防の被災規模は甚大であり、本復旧までには相当の時間を要することが予想されることから、異常気象による高潮及び台風等による再度の災害防止の観点から、早急に応急工事に着手すること。

(8) 今回の津波被害で損壊した海岸保全施設（堤防・胸壁・水門・陸閘等）の早期復旧を図るとともに、今後の津波予報のあり方や避難意識の徹底、避難対策の強化等に基づき、津波監視体制を強化し、地域住民や海水浴、マリレジャーなどの観光客に対し、迅速かつ正確な情報の発信を行うとともに、津波被害を最小限に抑えるために、津波避難タワーの設置等津波一時避難場所の確保や防災行政無線・消防無線のデジタル化促進のための財政措置を講じること。

(9) 水道施設の震災対策等として、ライフラインの機能強化及び危機管理対策としての電源二重化に必要な自家発電設備の設置や、応急給水に必要な

給水車並びに資機材の整備に係る費用を補助対象とすること。また、既存の耐震型の貯水槽や基幹施設は、水道水の安定供給という観点から、今回の災害に効果があったことから、「緊急時給水拠点確保等事業」の補助要件の緩和と補助率の引上げ措置を講じること。

(10) 今回の大震災の経験を踏まえ、防災関係施設及び孤立化することが想定される地域への衛星携帯電話の設置及び防災関係施設への非常用電源の設置について財政措置を講じること。

(11) 津波対策として、携帯電話を活用した早期避難を促すため、緊急地震速報と同様のシステムを関係機関との連携により開発整備すること。また、GPS 沖合波浪計を用いた「津波防災支援システム」を確立するとともに、沿岸自治体が設置する津波観測計をネットワーク化し、自治体間で活用できるよう財政支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 23 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会